

令和3年1月8日

市内保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市子ども家庭部保育課

緊急事態宣言（令和3年1月）発出に伴う保育所等の対応について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国においては令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出されました。

今回の緊急事態宣言は、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、「保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所」との考え方が、国及び東京都から示されたところです。

小金井市においても、上記の状況を踏まえ、保育の提供の縮小は求めず、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、保育施設内において、新型コロナウイルス感染症に罹患された方が発生した場合は、当該施設の全部または一部を臨時休園とさせていただく場合がございます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【保護者の皆さまへのお願い】**

- 1 発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。
- 2 発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。
- 3 お子さんやご家族の方がPCR検査を受けられたり、濃厚接触者となられた場合は、速やかに施設の方に連絡いただくようお願いいたします。

（問合せ先）小金井市保育課 電話 042-387-9846